

## 第2回 郡上市男女共同参画推進審議会 要録

日 時 令和元年 11 月 29 日（金）午後 3 時から午後 5 時

場 所 郡上市役所 4 階 大会議室

出席者 和佐田裕昭委員、奥村文乃委員、石山加代子委員、小畑裕己委員

池戸すなお委員、山下優子委員、日置次郎委員、尾藤望委員（欠席 6 名）

職務による出席 日置市長、日置市長公室長、河合企画課長、高田課長補佐

### 会議内容

#### 1. 開会（河合課長）

#### 2. あいさつ

山下会長：皆さんお忙しい中ご出席いただき御礼申し上げます。スムーズな進行にご協力をお願いする。

市 長：皆様方には、郡上市における男女共同参画の推進にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。郡上市では第 1 次、第 2 次と男女共同参画プランをつくり、また、男女共同参画推進条例を制定した。その中で課題に対応することは進んではきているが、まだまだなところがあると思う。郡上市では、さらに男女共同参画を進めていくために第 3 次のプランを策定していきたいと思っている。今年度は、皆様方の審議会のほかに研究会、サポーター会議、アンケート調査を行っており、第 3 次プラン策定のための準備作業を進めているところであるが、これから策定の議論を行っていただきたいと思うのでよろしく願います。今年度中に後 2、3 回審議会を予定しているが、よろしく願います。

#### 3. 諮問（市長より山下会長へ諮問）

市 長：本市では、男性も女性も、一人ひとりがお互いを尊重し、責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現を目指して、平成 21 年度に第 1 次、平成 26 年度に第 2 次の男女共同参画プランを策定し、様々な施策を進めてきました。また、平成 30 年 4 月 1 日には、「郡上市男女共同参画推進条例」を施行し、市民や事業者の皆様、教育や保育に関わる皆様、そして市が、基本理念を共有し、また責任と役割を明確にして、一丸となって男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めているところです。

一方、国においては、成長戦略の柱のひとつに「女性の活躍推進」を位置付け、平成 27 年 9 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されるなど、社会全体で女性の活躍に向けた動きが拡大しています。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識が根強く残っている現状や、女性の多様な分野への参画や就業の問題、仕事と家庭の両立など、課題は少なくありません。

こうした状況を踏まえ、本市においては、これまでの男女共同参画に係る取組みの成果等を検証しつつ、社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、第3次郡上市男女共同参画プランを策定することといたしましたので、郡上市男女共同参画推進条例第10条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

河合課長：第3次郡上市男女共同参画プランの骨子（案）説明

#### 4. 議事

##### (1) 第3次郡上市男女共同参画プランについて

事務局：第3次郡上市男女共同参画プラン策定スケジュールについて説明

第3次郡上市男女共同参画プラン（案）について説明

市長：平成27年国勢調査人口ピラミッドについて説明

会長：説明に対し質問はあるか。

委員：市民アンケートについて、2,000人の回収率はどれくらいであったか。プランの目標指標及び目標数値で平成26年と令和元年を比較したときにマイナスである項目があるが、その要因は何か。数値だけでは、検討できないと思うがどう考えているか。

事務局：平成26年が903人で回収率が45.15%、令和元年が947人で回収率が47.4%である。

委員：50%弱の回収率の調査で、5%の差というのは、かなり大きな意味をもつと考えられるのか。

事務局：2,000人の対象者は、無作為で抽出しており、前回の対象者とは異なるのも要因の一つであると考えます。

委員：アンケート調査結果を基にプランを検討すれば良いのか。

市長：平成26年と令和元年の調査の回収率は、ほぼ同数字と見ても良い。「学校教育の場で男女が平等であると感じる市民の割合」のマイナス5%というのは検証しなければならないが、900人ほどの標本数であるため揺らぎもあるかもしれない。

委員：審議においてアンケート結果が揺らいでいることも踏まえて、令和元年度の数字を見て検討すれば良いのか。

市長：令和元年の数値だけではなく、標本数があまり多くないので制約はあるが、2点間の変化というのも論点であると思う。

会長：一つの案として策定の考えとする。他に質問はあるか。

事務局：基本目標Iー(1)について説明

会 長：第3次プランで考えられる施策はあるか。

事務局：第2次プランは、市民の皆さんと策定した。その時の委員が男女共同参画推進会議であり、重きを置いたのが周知、意識の醸成であった。その取り組みの一つとして「ともいきフェア」があり、今年で10回目を迎える。その他にケーブルテレビを活用した広報などを行った。また、事業所の方にも参加いただいている男女共同参画サポーター会議でも取り組んでいただいている。

会 長：本日、具体的な施策を検討するのか。

事務局：意見をいただいて職員で構成する研究会で施策を考えていく。

委 員：今後、どのように審議が進むのか。

事務局：審議会で意見をいただいて、研究会で施策体系に組み込んでいく作業を行っていく。

委 員：男女共同参画という言葉について、一般的にわかりにくい。もう少しわかりやすくできないか。男性女性が性差なく皆が尊重し合う関係をつくるためにはどうしたらよいかということや世界との比較でジェンダーギャップがあるが、日本人としては確かに遅れてはいるが、プランというものをわかりやすく伝える手法を考える必要がある。

委 員：基本方針のⅠから順番に議論していくとのことであるが、委員のそれぞれの立場が違う。このため、いろいろな立場で意見できると考えている。プランは多方面からつくり込んでいくと思うが、全体として先に意見を言わせていただくと審議会の進め方も違ってくる。私としては、基本目標Ⅲについては、現場において問題があると思っている。

会 長：基本目標Ⅲについて、意見を求む。

委 員：基本目標Ⅲ（2）相談体制づくりについてだが、学校の指導だけでは子どもが安心して学校生活を送れないので、児童家庭課、子ども相談センター、警察などと定期的な会議をしながら家庭に介入して一家ぐるみで見えていかなければならない。被害を受けている子どもが増加しており、かなりの比率で母親がDVを受けている。そのような人を児童家庭課の担当一人がほぼ一手に引き受けている。郡上市内で29校あるわけだが、一人で対応しているのは身動きが取れない時もあると思う。

委 員：高齢者に対する介護の問題もある。民生委員で相談を受けて市へつなげることをしているが、これから相談が増えていく中で、安心して暮らせる環境の整備について、制度を活用して推進していきたい。

委 員：職場における男女共同参画の推進が、家庭生活における男女共同参画の推進にもつながると思っており、事業所によっても違うと思うが、労働力に対しての賃金の差がある。また、家庭生活でも女性は家事の負担もある。母親が仕事で家に行かないと「母親なのに家に行かない」と言われるが、収入を得られれば、おそらく家

庭の中でも仕事に対する理解が得られる。学校教育の場での男女共同参画については、自然と男女共同参画ができきっていくと思う。相談窓口については、気軽に相談できる場所があり、安心して母親が働ける環境をつくるのが、家庭生活における男女共同参画にもつながると思う。

委員：アンケートの結果の中で、学校教育の場で男女が平等であると感じる市民の割合の比較については、理由が知りたいと思った。もしかすると年齢の高い方が影響しているのではないかと思う。このことについては、市民の関心も高いと思うので、毎年経年変化を見ていくのと意見を聴取すると見えてくると思う。

事務局：アンケート結果について、前回審議会で示しているが、平等について「どちらかといえば平等である」との回答もあり、無回答が前回より多いことが要因の一つでもある。

委員：男女共同参画の推進を岐阜大学で行っているが、男女共同参画という言葉に対する反発もある。このため理解が進まないということもある。もしかしたら反発があるのではないかとも思う。

委員：学校の授業では、男女共同参画という言葉は使わない。

会長：このアンケートは、市民が学校の様子を見て平等かを判断しているのか。

事務局：そうである。

事務局：「気軽に相談ができる環境づくり」との意見について、例えば特定のことに ついての相談窓口ではなくて、女性の方が色々なことを話せる場が必要であるということであるか。

委員：そのような場も必要であり、迅速に対応できる体制づくりとして、いつでも相談できる体制を構築できると良い。

事務局：DVなどの相談ではなく、全般であるか。

委員：話を聞くだけでも安心できることもあるので、そのような間口が広い体制があると良い。

委員：民生委員では、児童委員が各学校単位でいるが、その方たちも学校との連携をして相談を受けている。難しい話になると市へお願いするというような連携をとっている。

委員：男女共同参画に直接の関係はなくても、女性が安心して働くことは、子供たちが安心して学校へ行けるということだと思う。特別支援が必要な子どもに対して、どんな機関へ相談すれば良いのかということ相談できる養育機関が郡上市にはない。

委員：できれば中学校まで同じ学校で生活させたいと親は考えていると思う。

委員：男女共同参画という言葉自体が、まだ馴染んでいないので啓発が大事である。また、男女の家庭における様々な立場があることで、周知ができないのではないか。

事務局：アンケートの中に意見を記述する項目があり、男女平等という言葉が多く記載されている。男女共同参画というのは、性別による差別はしてはいけないことで、女性の選択の自由は当然であり、根本的な考え方であると思うので、まだまだ周知が足りないことが課題として残っている。

委員：男女共同参画は難しい言葉であるが、女性の選挙権がなかった時代から男女雇用機会均等法ができ、これまできたので、国が使っている言葉でもあり、この言葉を周知していく。男女平等とは違うことや賃金格差、雇用条件が違うことを広めていきたい。決して男性が家事を行うことが男女共同参画ではないので、その辺を広めていきたい。

プラン（案）については、もう少しわかりやすく整理すると良い。男女共同参画という言葉をつまづきやすく伝えているのが「ともいき」という言葉であり、第3次プランにも反映してほしい。「ともいきフェア」は、サポーターも非常に熱心に取り組んでいる。

会長：研究会で施策（案）が出されると思うので、次回はそれについて検討するという  
ことで良いか。

事務局：ご意見を参考として施策を整理し、提示させていただく。これについて次回以降  
ご審議願う。

## （2）その他

特になし

## 5. 閉会（河合課長）

以上、17時00分終了